

# お知らせ

## 臨時栄養士を募集

勤務場所 学校給食センター  
勤務内容 栄養指導、給食業務など

募集人員 一人

勤務時間 月曜日～金曜日

午前八時半～午後五時

勤務期間 六月一日～九月三十日

(更新あり)

賃金 千円(時間給) 交通費

月額二千円(自宅から勤務地まで

二キロ以上の場合)

応募資格 栄養士資格のある方で

年齢六十四歳(平成二十二年四月

一日現在)までの健康な方(六十

五歳定年)

試験 面接試験(後日連絡)

提出書類 履歴書(市販のもの・

写真添付)、栄養士免許証の写し

申込期限 五月二十五日(火)

申し込み・問い合わせ先

住民福祉課 ☎(48)1111

(内226)

## 阿久比町南部土地区画整理事業の事業計画を縦覧します

阿久比町南部土地区画整理事業の事業計画を次のとおり縦覧します。

縦覧期間

五月十八日(火)～五月三十一日

(月)

縦覧時間

午前八時半～午後五時十五分

縦覧場所 役場建設課

この事業計画について意見のある利害関係者は、平成二十二年六月十四日(月)までに愛知県知事に意見書を提出することができます。問い合わせ先 建設課 ☎(48)1111(内287)



## 地デジを見るための簡易チューナーの給付を支援します

総務省では、経済的理由などで、地上デジタル放送が受信できない方へ、簡易なチューナーの無償給付などの支援を行います。

対象 NHK放送受信料の全額免除を受けている世帯で次の

のいずれかに該当する世帯

生活保護などの公的扶助を受けている世帯

障害者のいる世帯で、世帯全員の市町村民税が非課税の世帯

社会福祉施設に入所していて、自らテレビを持ち込んでいる世帯

申込期限 七月二日(金)

申し込み・問い合わせ先

総務省地デジチューナー支援実施センター ☎(0570)033840

# 人権擁護委員制度を利用してください

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

人権は人間が幸福な人生を送るために最も大切な権利です。自分だけでなく、すべての人の人権が尊重されなければなりません。国の内外を問わず、人々がお互いに人権を守ることによって明るい社会をつくるのが大切です。

阿久比町の人権擁護委員は、次の皆さんです。(平成22年4月1日現在。敬称略)

関 政雄(草木) ☎(48)1301

松田洋次(宮津山田) ☎(49)0054

大村峯子(福住) ☎(48)0566

相談は無料で、秘密は守られますので、気軽にご相談ください。

## 人権相談特設相談所を開設

人権擁護委員が相談員となって人権相談所を開設しますので、ご利用ください。

開設日時 6月3日(木) 午後1時～午後4時

相談会場 中央公民館本館 3階305号室

問い合わせ先 住民福祉課 ☎(48)1111(内301)